一時保護所業務事務員（会計年度任用職員）募集要項

項　　目	内　　容
職名	一時保護所業務事務員
任用根拠	地方公務員法第２２条の２第１項第１号
採用予定人数	１名
任用期間	任用開始日から令和９年３月３１日まで ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局江東児童相談所 （最寄駅：ＪＲ潮見駅、都バス「陽 12」・「業 10」・「錦 13」枝川二丁目又は八枝橋）
職務内容	一時保護所における福祉職の業務に関する間接業務 （１）行事・日課に関すること （２）保護所の物品管理（学習教材、衣類、玩具、図書、リネン類等生活に必要な物品）に関すること （３）児童の所持物の管理に関すること （４）寝具類等リース物品の管理に関すること （５）その他一時保護所の管理運営に関すること
応募資格・求められる能力	※（１）から（５）までの全てに該当する者 （１）社会的養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者 （２）児童福祉に関する仕事に従事した経験がある者 （３）事務処理（Excel、Word 等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 （４）電話等による問合せに適切に対応できる者 （５）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月１６日
勤務時間	１日７時間４５分 午前９時から午後５時４５分まで又は午前８時３０分から午後５時１５分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	正午から午後１時まで
休暇等	(1)有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (2)無給 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、

	介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額２０８，１００円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限１５０，０００円／月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 前年度実績は計 4.85 か月分
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法	次の応募書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。 （１）応募書類 会計年度任用職員申込書 （２）応募期間 随時募集 ※順次選考を行い、合格者が採用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。 （３）申込先 送付先メールアドレス：S1143503@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（一時保護所業務事務員） ※　郵送又は持参による応募は受け付けていません。 ※　申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 ※　志望動機欄は必ず御記載ください。（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。
選考方法	（１）第一次選考（書類選考） （２）第二次選考（面接） 集合日時の詳細については、第一次選考合格者に別途連絡します。 （３）選考会場 江東児童相談所（江東区枝川三目６番９号） ※　電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有

	無を確認します。
問い合わせ	〒135-0051　東京都江東区枝川三丁目６番９号 東京都江東児童相談所　連携推進課管理担当 電話：０３－３６４０－５４３２（直通）